

機能アップ **使いやすさ No.1**

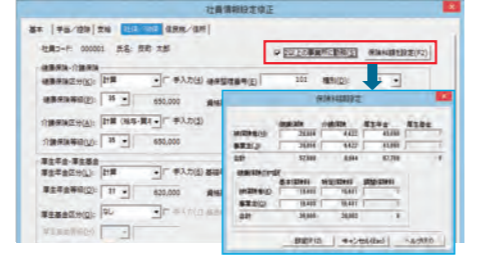
機能アップ 住民税額の入力機能がより使いやすく

一覧入力画面にて、市区町村ごとに社員を並び替える機能のほか、社員ごとに6月および7月以降を一括で金額設定する機能を追加しました。



機能アップ 複数事業所に勤務している場合の社会保険料控除に対応

「社員情報設定(個別入力)」で定額の保険料額が登録できるようになりました。



給与支給額の計算方法が変わります



ソリマチ
イメージキャラクター
松岡修造

給料王19 新登場

配偶者控除改正に対応

平成30年1月1日から

給与支給額の計算方法が変更



配偶者に関わる
扶養親族等の数え方が
変わります

NEW ソリマチの無料アプリのご紹介

ソリマチの金融明細一括管理アプリ「MoneyLink」新登場!!



銀行や信用金庫、クレジットカード、電子マネーの取引データをまとめて自動で取り込むことができます。

面倒な通帳記帳はもう不要!
複数の金融機関でも一括管理

■通帳の中身を確認できる
取り込んだ明細はずっと保存しているので、全ていつでも見ることができ、通帳残高も確認できます。

■パソコンを起動するだけで自動で明細を取得
自動明細取込機能があるので、照会期間が短い金融機関をご利用で取り込み忘れが心配という方も安心です。



どなたでも無料で使えます!ぜひお試しください

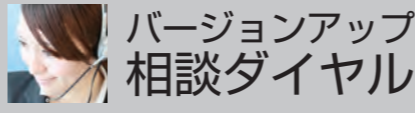
ダウンロードは **こちらから**

マネーリンク 検索 または <https://www.sorimachi.co.jp/lp-moneylink/>

新製品へのバージョンアップをご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

詳しくは中面をご覧ください

お問い合わせは



ナビダイヤル **0570-08-8341**

受付時間
9:00~17:30
(土日祝日および弊社休業日を除く)

お客様満足度 No.1

「給料王19」新機能のご紹介

お客様満足度
No.1
業務ソフト

2017年8月 株式会社プラグ調べ「業務ソフトに関する調査」

法令改正にすばやく対応、お客様の声をもとに、より使いやすく。

税制・法令改正

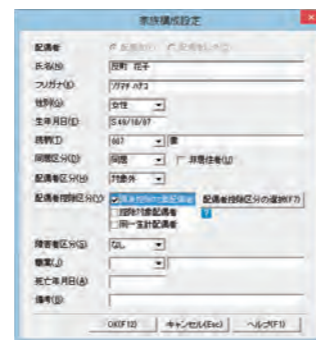
税制・法令改正への対応力 No.1

税制・
法令改正

配偶者控除改正に対応

平成30年1月の給与計算から

扶養親族等の数の算定にあたり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。また、同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。



	給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合は給与所得者の給与等の収入金額)			
	900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
配偶者の合計所得金額 (給与収入以外の配偶者の給与等の収入金額)	38万円以下 (103万円以下)	38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	85万円超 (150万円超)	
	1人	0人	0人	0人
	配偶者が障害者に該当する場合は1人加算			
	1人	0人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人

税制・
法令改正

平成30年分 扶養控除申告書の様式変更に対応 平成30年分から



平成30年分給与所得者の扶養控除等申告書

記載対象が、控除対象配偶者から源泉控除対象配偶者に変更

控除対象扶養親族の記載人数が5名から4名に変更

税制・
法令改正

給与所得控除の見直しに対応

平成29年分以後から

給与所得控除の上限が適用される給与収入1,200万円(控除額230万円)が、平成29年より1,000万円(控除額220万円)に引下げられます。年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表に対応しました。

	平成29年分以後の 所得税(※)
上限額が適用される給与収入	1,000万円
給与所得控除の上限額	220万円

※ 個人住民税については、平成30年度分から適用

税制・
法令改正

各種保険料率などへの対応

近年対応した
法令改正

保険種別	適用開始時期	概要
健康保険料率	平成29年3月分から	各都道府県によって料率の見直しが行われました。
健康保険料率の内訳	平成29年3月分から	特定保険料率が、18.35/1000から18.65/1000へ引き上げられました。それに伴い、基本保険料率も見直されました。
介護保険料率	平成29年3月分から	7.90/1000から8.25/1000へ引き上げられました。
雇用保険料率	平成29年4月から	一般事業は11.00/1000から9.00/1000へ、農林水産・清酒製造事業は13.00/1000から11.00/1000へ、建設業は14.00/1000から12.00/1000へ引き下げられました。
子ども・子育て拠出金	平成29年4月から	2.0/1000から2.3/1000へ引き上げられました。
厚生年金保険料率	平成29年9月から	181.820/1000から183.000/1000に引き上げられました。(以後固定化予定)

税制・
法令改正

短時間労働者の適用拡大に伴う算定基礎届・月額変更届に対応

「特定適用事業所(給与規定)」と該当する社員の「短時間労働者(社員情報設定)」にチェックを入れると、「算定基礎届」「月額変更届」の画面で「短時間労働者」の社員に対し新たな支払基礎日数で判定できるようになりました。



社員情報設定(個別)

機能アップ

使いやすさ No.1

機能
アップ

使いやすくなった基本操作メニュー(ダイレクトメニュー)

これまでよりも、直感的でシンプルな表示にリニューアルされました。初めて使う方にも、操作ナビやQ&Aが用意されているので迷いません。



ダイレクトメニュー

「給料王19」の新しい機能・サービス・バージョンアップ方法についてわかりやすくご説明いたします。

バージョンアップ
相談ダイヤル



0570-08-8341

受付時間 9:00~17:30
(土日祝日および弊社休業日を除く)

